

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人社団 青山会
短時間通所リハビリテーション 朝

(介護予防) 通所リハビリテーション「朝」 重要事項説明書

提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団青山会
主たる事務所の所在地	三田市すずかけ台1丁目12番地
代表者（職名・氏名）	理事長 田場 隆介
設立年月日	平成9年4月23日
電話番号	079-565-2525

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	短時間通所リハビリテーション 朝（あした）	
サービスの種類	（介護予防）通所リハビリテーション	
管理者	田場 隆介	
事業所の所在地	三田市すずかけ台1丁目12番地（3階）	
電話番号	079-564-7788	
開設年月日・事業所番号	令和元年9月1日	2811202015
実施単位・利用定員	2単位	単位ごとの定員48人
通常の事業の実施地域	三田市・三田市と隣接する市町村	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人社団青山会が開設する「短時間通所リハビリテーション朝」が行う（介護予防）通所リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の従事者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図る。

4. 提供するサービスの内容

- ①（介護予防）通所リハビリテーション計画の立案
- ②医学的管理
- ③リハビリテーション
- ④送迎

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで営業 ただし、祝日・お盆（8月13日から15日）・年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。 ※上記の休業日以外で臨時休業を設ける場合があります。 ※災害等によりサービス提供が困難と判断される場合お休みとなります。
営業時間	8時から17時
サービス提供時間	午前の部 9:00～11:30または10:00から11:30 午後の部 13:30から16:00または14:30から16:00

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	常勤 1人
理学療法士	常勤3人・非常勤1人
作業療法士	常勤1人・非常勤1人
介護職員	常勤3人・非常勤4人

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分】地域加算：5級地（10,55円）

利用者の要介護度	基本利用料（10割）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
要支援1	23,927円／月	2,393円	4,786円	7,179円
要支援2	44,605円／月	4,461円	8,921円	13,382円
要介護1 (1.5時間)	3,892円／日	390円	779円	1,168円
要介護2 (1.5時間)	4,198円／日	420円	840円	1,260円
要介護3 (1.5時間)	4,525円／日	453円	905円	1,358円
要介護4 (1.5時間)	4,831円／日	484円	967円	1,450円
要介護5 (1.5時間)	5,180円／日	518円	1,036円	1,554円

要介護1 (2.5時間)	4,040円/日	404円	808円	1,212円
要介護2 (2.5時間)	4,631円/日	464円	927円	1,390円
要介護3 (2.5時間)	5,253円/日	526円	1,051円	1,576円
要介護4 (2.5時間)	5,855円/日	586円	1,171円	1,757円
要介護5 (2.5時間)	6,456円/日	646円	1,292円	1,937円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所リハビリ 理学療法士等 体制強化加算	配置基準を超えて、理学療法士等を配置する事業所における短時間利用を評価する加算 (1.5時間利用の方が対象)	316円	32円	64円	95円
科学的介護推進 体制加算	ADL値やその他状況を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合	422円	43円	85円	127円
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	1月の利用料金（基本部分+各種加算）の8.3%			

(2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-----	--

(3) キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

上記（１）から（２）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、お渡しします。

支払い方法	支払い要件等
口座自動振替	サービスを利用した月の翌月10日過ぎに請求書をお渡ししますので、20日（日曜・祝日の場合は次営業日）に利用者指定口座から引き落としとなります。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月10日過ぎに請求書をお渡ししますので、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 池田泉州銀行 三田支店 普通口座 0175509 口座名義人 医療法人社団青山会（イリョウハウジンシャダンセイザンカイ）
現金払い	サービスを利用した月の翌月10日過ぎに請求書をお渡ししますので、現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 主治医氏名 電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター及び各保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 079-564-7788 面接場所 当事業所の相談室 苦情解決責任者 朝比奈 豊
---------	--

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三田市介護保険課	電話番号 079-559-5077
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

① 設備・備品の利用

当事業所の設備・備品は、利用者相互で公平平等に使用しなければならない。

② 所持品・備品等の持ち込み

当事業所への持ち込みは、日常生活に必要な最小限のものとする。

③ 金銭・貴重品の管理

当事業所への金銭・貴重品の持ち込みは最小限とし、自己責任で管理するものとする。

④ 活動

当事業所内において、政治活動・布教活動・営利行為を行ってはいけない。

⑤ ペットの持ち込み

当事業所内へペットを持ち込んではいけない。

⑥ 秩序・風紀

当事業所内の秩序・風紀を乱しまたは安全衛生を害する行為を行ってはいけない。

喫煙について、全館禁煙とする。

1 2. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器・消火栓・自火報・誘導灯・非常用照明
- ・防災訓練 年2回実施
- ・事象別の非常災害に関する具体的計画としての災害時対応マニュアルを策定

1 3. 損害賠償

- ① 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- ② 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- ③ 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

1 4. 守秘義務

- ① 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- ② 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- ③ 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1 5. 苦情処理

- ① 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合

は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

- ③ 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

1 6. 虐待・身体拘束の防止

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止担当者・責任者： 朝比奈 豊

1 7. 感染症対策の強化・衛生管理

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 8. 業務継続に向けた取り組みの強化

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 三田市すずかけ台1丁目12番地

事業者（法人）名 短時間リハビリテーション 朝（医療法人社団青山会）

説明者・氏名

私は、事業者より重要事項について説明を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名

本人との続柄